

# 仙台市 子ども読書活動 推進計画 (第二次)

平成24年3月  
仙台市教育委員会

# 仙台市子ども読書活動推進計画(第二次)の概要

## 計画の目的

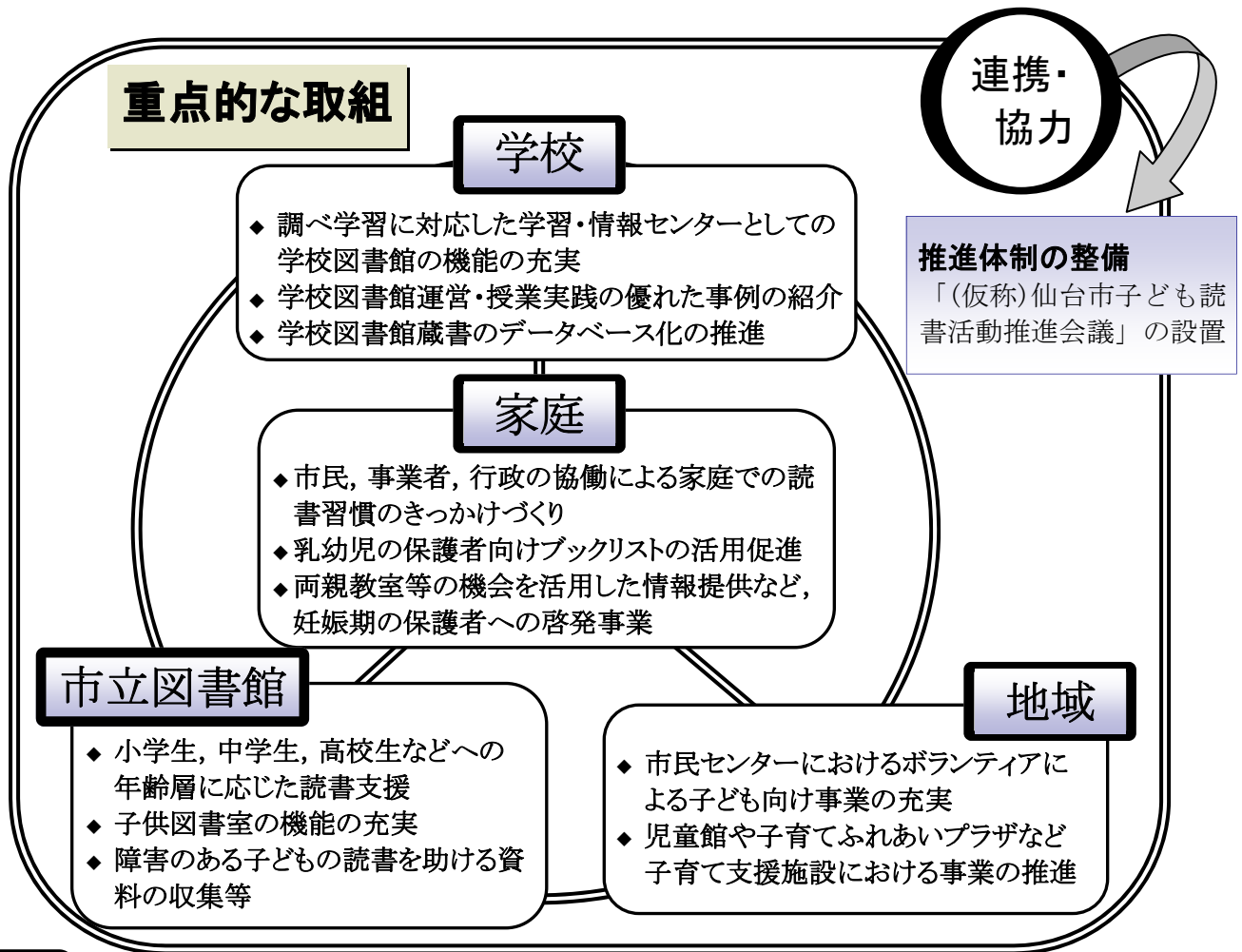
子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しみ、  
豊かに感じ、考え、表現する力を育む読書環境をつくる

## 基本の方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実
- (3) 子どもの読書に関する理解の促進
- (4) 家庭, 地域, 学校, 図書館, ボランティアなどの連携・協力

## 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間



## 発達段階ごとの重点的な取組

乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民, 事業者, 行政の協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり</li> <li>◆ 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進</li> <li>◆ 両親教室等の機会を活用した情報提供など, 妊娠期の保護者への啓発事業</li> </ul>
小・中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 調べ学習に対応した学習・情報センターとしての学校図書館の機能の充実</li> <li>◆ 学校図書館運営・授業実践の優れた事例の紹介</li> <li>◆ 学校図書館蔵書のデータベース化の推進</li> <li>◆ 図書館における小学生, 中学生, 高校生などへの年齢層に応じた読書支援</li> </ul>
高校生ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 図書館における小学生, 中学生, 高校生などへの年齢層に応じた読書支援</li> <li>◆ 障害のある子どもの読書を助ける資料の収集等</li> </ul>

# 目 次

はじめに	．．．	1
<b>第1章 子どもの読書活動の意義と基本的な考え方</b>		
1 子どもの読書活動の意義	．．．	2
2 第一次計画の取組と成果・課題	．．．	2
3 子ども読書活動推進計画（第二次）の位置づけ等	．．．	4
(1) 計画の位置づけ	．．．	4
(2) 計画の期間	．．．	4
(3) 計画の目的	．．．	4
4 基本的方針	．．．	4
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供	．．．	4
(2) 子どもの読書環境の整備・充実	．．．	4
(3) 子どもの読書に関する理解の促進	．．．	5
(4) 家庭，地域，学校，図書館，ボランティアなどの連携・協力	．．．	5
5 成果指標の設定について	．．．	5
<b>第2章 子ども読書活動の推進のための取組</b>		
1 家庭における読書活動の推進	．．．	7
(1) 現状	．．．	7
(2) 推進すべき施策	．．．	7
2 地域における読書活動の推進	．．．	9
(1) 現状	．．．	9
(2) 推進すべき施策	．．．	10
3 学校における読書活動の推進	．．．	13
(1) 現状	．．．	13
(2) 推進すべき施策	．．．	14
4 図書館における読書活動の推進	．．．	19
(1) 現状	．．．	19
(2) 推進すべき施策	．．．	19
<b>第3章 関係機関の連携・協力と推進体制の整備</b>		
1 関係機関の連携・協力	．．．	24
2 推進体制の整備	．．．	24

## はじめに

仙台市では、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていくため、平成16年12月に仙台市子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、地域、学校、図書館など様々な場所、様々な機会において子どもが自由かつ意欲的に読書に親しむことができるよう取り組んできました。

計画期間の最終年度にあたる平成22年度には、これまでの成果を踏まえ、第二次計画の策定に着手し、学識経験者、学校教育関係者、市民活動関係者などからなる「仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会」での議論や、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民から意見を聴きながら計画案のとりまとめを行ってきました。

第二次計画の策定作業が最終段階にあった平成23年3月11日、未曾有の大災害である東日本大震災が発生し、学校図書館や市立図書館など、子ども読書活動に関わる施設も大きな被害を受けました。第二次計画は、上位計画である仙台市教育振興基本計画と並行して検討を進め、内容の整合性を図りながら、策定作業を進めていましたが、震災を受けて、教育振興基本計画については、今後重点的に取り組む施策等について十分な検討を行い、内容の見直しを行ったうえで平成23年度内に策定することとなり、第二次計画についても、策定を1年延期することとなりました。

震災直後から、被災地の子どもたちに本を届けようとする活動をはじめ、子どもの読書活動に関わる様々な取組が見られ、二次計画の目的である「子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しみ、豊かに感じ、考え、表現する力を育む読書環境をつくる」ことの大切さがあらためて実感されました。

この計画により、第一次計画の成果を引き継ぎながら、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、たくましく生きていく力を育ていけるよう、子ども読書活動の一層の推進を図っていきます。

## 第1章 子どもの読書活動の意義と基本的な考え方

### 1 子どもの読書活動の意義

子どもが読書をすることは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために不可欠なものです。

子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律を受け、仙台市でも、平成16年12月に仙台市子ども読書活動推進計画を策定し、平成22年度を計画期間の最終年度として、様々な施策に取り組んできました。この間、平成17年に文字・活字文化振興法が成立し、教育基本法、学校教育法、図書館法などが相次いで改正されるなど、子ども読書活動に関する法整備も一層進みました。

その結果、本市においても学校における朝読書の普及など、子どもの読書活動に係る取組が進みましたが、メディアの多様化により子どもの周りに情報が氾濫する中、子どもの活字離れ・読書離れが指摘されており、まだまだ取り組むべき課題があります。

また、東日本大震災は、子どもの心身にも大きな影響を与えており、これを踏まえた取組も求められています。

読書が人生に与える影響、果たす役割は大きく、読書を通じて身に付けられるものは多くあります。自ら進んで本を読む子どもを育てていくことは、子ども自身の将来のために、そして明日の社会の発展のために欠くことができない極めて重要なことといえます。

このことを市民一人ひとりが改めて認識し、今後とも家庭、地域、学校等が連携し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

### 2 第一次計画の取組と成果・課題

第一次計画においては、4つの基本の方針のもとに、14の重点施策、6つの数値目標を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

数値目標については、完全な達成には至りませんでした。なお、おおむね目標に近づくことができたといえます。

学校では、読書の時間<sup>※1</sup>の取組が進み、中でも、始業前に行われる朝読書は、広く普及しました。

また、図書館<sup>※2</sup>や市民センターなどにおいて、読み聞かせボランティアの養成講座、おはなし会の実施などに継続的に取り組んだほか、学校と図書館との連携が進み、図書館職員が学校を訪問して行うブックトーク<sup>※3</sup>が全小学校において実施されるようになりました。

このように一定の成果は得られたものの、小学校、中学校、高校と段階があがるにつれ

---

※1 学校において、児童生徒の読書に親しむ態度や自ら調べる態度を育成する意図で設定される読書のための時間のこと。授業時におけるものだけでなく、始業前や休憩時など学校ごとに様々な機会をとらえて取り組まれている。

※2 この計画において「図書館」と記述している場合は、仙台市立図書館を指す。

※3 ひとつのテーマに沿って、何冊かの本をあらかじめ著者紹介などを交えて順に紹介しながら、本の楽しさを知ってもらうための手法。

読書から遠ざかる傾向は依然としてあり，子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着に向けた取組が求められています。

また，乳幼児期から親子で読書の楽しさを体感することの大切さへの認識が深まるとともに，家庭での読書活動への理解促進の取組が重要性を増しています。

「子供と本の場合づくり・関係づくり」をコンセプトに，平成21年3月に泉図書館を拡充する形で開室した子供図書室を中心に，学校，地域施設，ボランティアなど子どもの読書活動に関わる様々な主体との連携の強化も求められるところです。

なお，震災による子どもたちへの甚大な影響に鑑み，取組を進めるにあたっては，震災により不安を抱える子どもたちの心のケアといった視点も取り入れながら進める必要があります。

### 第一次計画における数値目標の達成度

数値目標	H15年度 実績	H22年度 実績	H22年度 目標
1ヵ月間に全く本を読まない児童生徒の割合	小学校 8.6% 中学校 23.5%	小学校 3.7% 中学校 19.2%	小学校 0% 中学校 0%
「読書の時間」の実施率 (読書の時間に週1回以上取り組んでいる学級の割合)	小学校 79.2% 中学校 69.7%	小学校 100% 中学校 87.9%	小学校 100% 中学校 100%
「読書の時間」のうち「朝読書」の実施率 (朝読書に週1回以上取り組んでいる学級の割合)	小学校 56.8% 中学校 50.8%	小学校 99.1% 中学校 87.9%	小学校 85% 中学校 80%
市立図書館児童書蔵書冊数 (15歳以下1人あたりの平均蔵書冊数)	3.9冊	4.8冊	5冊
市立図書館児童書貸出冊数 (15歳以下1人あたりの年間平均貸出冊数)	7.5冊	8.5冊	10.5冊
市立小・中学校の学校図書館 <sup>※4</sup> 貸出冊数 (1人あたりの年間平均貸出冊数)	小学校 24.1冊 中学校 4.8冊	小学校 32.4冊 中学校 6.2冊	小学校 32冊 中学校 9冊

※平成22年度は中学校に中等教育学校を含む

※4 学校図書館法に基づき，小学校，中学校，高等学校（特別支援学校，中等教育学校を含む。）において，図書，視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し，児童・生徒及び教員の利用に供するため設けられる学校の設備。「学校図書室」と呼ばれることも多い。

### 3 子ども読書活動推進計画（第二次）の位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく市町村子ども読書活動推進計画として、平成16年12月に策定した仙台市子ども読書活動推進計画を引き継ぎ、その第二次計画として策定します。

この計画は、仙台市基本計画及び仙台市教育振興基本計画のもとに位置づけられ、仙台市図書館振興計画を踏まえて、市全体として推進する計画です。

#### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

#### (3) 計画の目的

- ① 読書の原点である「楽しさ」にふれつつ、子ども読書活動の推進を通してもたらされる子どもの姿を明示した目的とします。
- ② 第一次計画において目的として掲げた「子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境をつくる」を発展継承させます。

以上の2つの視点から第二次計画の目的を以下のとおりとします。

**子どもが成長に応じて楽しみながら読書に親しみ、  
豊かに感じ、考え、表現する力を育む読書環境をつくる**

### 4 基本的方針

第一次計画の基本的方針を踏まえ、次の4つを基本的方針とします。

#### (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが読書の楽しさ、大切さを知ることができるよう、家庭、地域、学校等において、子どもが読書に親しむ機会を幅広く提供していきます。また、子どもの発達段階に応じた読書支援を行い、子どもが読書を継続的に楽しむことのできる力を育てます。

#### (2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動の推進を図るため、子どもが興味を抱き、感動をおぼえる良質な本を身近に整えるなど、子どもの読書環境の整備・充実を図ります。また、読み聞かせボランティアの養成など、子どもの読書活動を支える人材の育成に取り組みます。

### (3) 子どもの読書に関する理解の促進

保護者、教員、保育士など、子どもの身近にいる大人に対し、児童書や子どもの読書に関連する活動などの情報を幅広く提供するとともに、広くこの計画の周知を図ることで、読書の意義や大切さについて啓発活動を行い、社会全体で子どもの読書活動を支える機運を高めます。

### (4) 家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなどの連携・協力

家庭、地域、学校、図書館、ボランティアなど、子どもの読書活動を取り巻く様々な主体が相互に協力をし、連携を図りながら計画を推進します。

## 5 成果指標の設定について

子ども読書活動推進計画の目的の達成度を数値で計測することは困難なことです。第一次計画では、目的達成と関連性のある指標について、可能な限り数値目標を掲げました。

計画の推進状況の把握のため、数値目標は一定の役割を果たし、数値はおおむね目標に近づいたといえます。

しかし、子どもの読書活動を推進していくにあたっては、読んだ冊数の増加など、読書活動の数量的な広がりだけを求めるのではなく、むしろ、子どもの感性を磨き、思考力、創造力を育むことのできる、質の高い読書活動を広めていくことに重点を置くべきと考えられます。

そこで、数値目標については、活動状況を把握するための成果指標として、第二次計画期間中も継続して達成状況を調査するとともに、この計画の目的達成に資する取組事例を収集し、計画の成果として蓄積していきます。また、その中のより良い事例について情報を発信していくことにより、子どもの読書活動の質の向上を促していきます。

成果指標については、第一次計画における数値目標の到達度、子ども読書活動の推進を通して実現を目指す望ましい状況等を勘案し、次のとおり設定します。



仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）成果指標

項目	平成 22 年度 実績	平成 28 年度 目標
家や図書館でふだん(月～金) 1日に 30 分以上読書する児童・生徒の割合(教科書, 参考書, 漫画, 雑誌を除く。)	小 6 40.2% 中 3 31.4%	小 6 50% 中 3 40%
昼休みや放課後, 学校が休みの日に, 学校図書館や地域の図書館へ月 1 回以上行く児童生徒の割合	小 6 39.4% 中 3 21.2%	小 6 50% 中 3 30%
市立図書館児童書蔵書冊数 (15 歳以下 1 人あたりの平均蔵書冊数)	4.8 冊	5 冊
市立図書館児童書貸出冊数 (15 歳以下 1 人あたりの年間平均貸出冊数)	8.5 冊	10.5 冊
市立小・中学校の学校図書館貸出冊数 (1 人あたりの年間平均貸出冊数)	小 32.4 冊 中 6.2 冊	小 32 冊(※) 中 9 冊
市立図書館おはなし会参加人数	7,947 名	9,500 名

※ 計画期間中, 毎年度 32 冊を目標とする。

## 第2章 子ども読書活動の推進のための取組

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 現状

子どもの読書活動は、日常生活の中で行われるものであり、子どもが本と出会う最初のきっかけも、保護者や身近な大人が本を読み聞かせることである場合が多いと考えられます。

「子どもの読書活動に関するアンケート」（平成15年度仙台市教育委員会）及び「親子の読書活動等に関する調査」（平成16年度文部科学省委託事業）からは、保護者自身が読書好きであるほど、その子どもも本を好きになる傾向が認められ、保護者自身の読書に対する態度や家庭内での子どもとの関わりが、子どもの読書習慣に大きく影響すると考えられます。

また、前述のアンケート及び調査からは、保護者が読み聞かせをしていた期間が長い子どもほど、読書が好きで読書冊数も多くなるとの傾向も認められ、乳幼児期における保護者による読み聞かせが、子どもの読書習慣の形成において有効であると考えられます。

さらに、近年、絵本の読み聞かせを通じて保護者から言葉を語りかけてもらう温かい経験が乳幼児期の親子関係に良い影響を与えることについて、社会の認識が深まっています。乳幼児期に保護者から読み聞かせをしてもらった体験は、読書の楽しさや喜びの原体験となり、子どものその後の自主的な読書活動の原動力となっていきます。

読み聞かせや読書の意義など、読書に関する家庭の理解を深める機会を設け、積極的に情報提供を行い、乳幼児期から読書に親しむきっかけをつくっていくことが、読書好きの子どもを育てていくために極めて有効であると考えられます。

#### (2) 推進すべき施策

##### 【重点的な取組】

- 市民、事業者、行政の協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり
- 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進
- 両親教室等の機会を活用した情報提供など、妊娠期の保護者への啓発事業

#### ア 家庭における読書活動の推進

幼い子どもにとって保護者が自分に向き合い、本を繰り返し読んでくれることは、保護者の愛情を感じながら読書の楽しさにふれる第一歩であり、また、保護者にとっても本を通じて子どもとの温かい心のふれあいを持ち、子どもとの心のつながりを深めることができる大切な機会となります。

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、家庭において保護者が読み聞かせをしたり、共に読書をしたりするなど、子どもが本に親しむきっかけをつくっていくことが大切です。

また、子どもが本に親しむきっかけをつくる役割を家庭だけに任せるのではなく、社会全体で支え、応援していく取組が必要となってきます。

そこで、乳幼児期から本に親しみ、本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるきっかけをつくるため、親子で絵本を開く楽しさや大切さを伝えながら、乳幼児に絵本との出会いを届ける方策について、市民・事業者・行政の協働による実施を図ります。

## イ 家庭における読書活動への理解促進

保護者自身の読書量や読書についての意識、子どもが読書をすることの大切さに対する理解も、子どもの読書習慣や読書冊数に大きな影響を与えます。

各区保健福祉センターで実施している両親教室や育児相談等の機会を活用し、乳幼児の保護者向けブックリストの配布や読み聞かせ会などを実施するほか、育児サークルへの読み聞かせボランティアの派遣などに取り組み、父親も含めた乳幼児の保護者に、読み聞かせの楽しさを伝えていきます。

また、社会学級、PTA等において、家庭での読書の重要性について広報を行ったり、家庭での読書の取り組み方の紹介など日常的な読書活動の推進のための情報提供などを行ったりすることにより、保護者の意識の醸成と理解の促進を図ります。

## 2 地域における読書活動の推進

### (1) 現状

地域では、保育所、児童館、市民センターなどの施設において子ども読書活動推進に関する様々な取組が行われているとともに、地域文庫<sup>※5</sup>や家庭文庫<sup>※6</sup>、読み聞かせボランティア等、子ども読書活動に関わる市民団体が地域に根ざした活動を行っています。

保育所では、日常の保育の中に読み聞かせを取り入れ、図書コーナーを設置するなど子どもが自由に絵本にふれることができる環境づくりに取り組んでいます。また、保護者に対し、保育所だより等で絵本を紹介したり、保育所地域子育て支援センター<sup>※7</sup>では、地域の親子への絵本の貸出しに取り組んだりしているところもあります。

児童館では、来館する幼児や小学生を対象として、また、幼児クラブ等の活動プログラムとして、読み聞かせなどの読書活動を実施したり、図書室において貸出し事業を実施したりするところも多くあります。

市民センターでは、図書の貸出しや図書ボランティア等の養成・活動支援を行っています。また、家庭教育に関する講座の中で、読書の重要性についての理解の促進に努めています。

子育てふれあいプラザは、現在、のびすく仙台、のびすく泉中央、のびすく長町南の3館があり、多くの親子連れが訪れていますが、それぞれの施設で絵本のコーナーを設置したり、おはなし会などの事業に取り組んだりしています。特にのびすく泉中央は、泉図書館との併設施設であり、泉図書館内にある子供図書室との連携を進めています。

仙台ゆかりの文学や文学者に関する資料を収集・展示している文学館では、「こどもの本の部屋<sup>※8</sup>」を常設しているほか、夏休みに「こども文学館えほんのひろば<sup>※9</sup>」を開催し、児童書の展示や読み聞かせなどを行っています。

乳幼児を連れた保護者や子どもの生活圏や移動手段が限られていることを考え合わせると、徒歩圏内にあることも多い市民センター図書室や児童館図書室などで子ども読書活動推進の取組を充実させることが必要です。

また、地域で活動する文庫や読み聞かせボランティア等を支援するため、これまでも図書館の貸出しサービスをはじめ、ボランティア養成講座などの事業に取り組んできましたが、今後は、これらの市民団体との連携、地域の施設同士の連携をさらに進め、子ども読書活動推進の動きを地域全体に広げていく必要があります。

---

※5 コミュニティ・センターや集会所を使用し、住民組織が主体となって本をそろえ、図書館から借りた本を加えて、閲覧や貸出しを行うもの。

※6 個人が自分の蔵書や図書館からまとめて借りた本を、自宅を開放し閲覧や貸出しを行うもの。

※7 保育所を活用し、育児不安等についての相談・指導、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、地域子育てサークル等への支援等を行うもの。

※8 文学館の一角に設置した絵本や児童書を自由に読んでもらうスペースのこと。平成16年4月から常設となり、開架冊数約200冊、主に親子連れの来館者を対象としている。

※9 夏休み期間中に文学館で開催する企画展のひとつ。絵本原画展、絵本・児童書の自由閲覧コーナー、創作コーナーなどで構成しており、おはなし会なども実施している。

## (2) 推進すべき施策

### 【重点的な取組】

- 市民センターにおけるボランティアによる子ども向け事業の充実
- 児童館や子育てふれあいプラザなど子育て支援施設における事業の推進

#### ① 読書に親しむ機会の提供

##### ア 市民センターにおけるボランティアによる子ども向け事業の充実

市民センターにおいては、ボランティアによる読み聞かせ会の実施や「どくしょまつり」の実施など、子どもが読書に親しむ機会の提供に関する事業の一層の充実を図ります。

##### イ 保育所における絵本の読み聞かせやおはなしを聞く機会の充実

保育所では、日常の保育の中で絵本、紙芝居などの読み聞かせやおはなしを聞くなど、乳幼児が本に親しむ機会を多く持っています。今後はこれらに加えて、図書館や市民センターが持っているボランティア情報を活用し、ボランティアなどによるおはなし会を開催するなど、読書に親しむ機会の充実を図っていきます。

##### ウ 児童館の幼児クラブ等における絵本の読み聞かせ事業の推進

児童館で乳幼児とその保護者を対象に登録制により実施している幼児クラブ等において絵本の読み聞かせなどを実施するとともに、ボランティア情報等を活用し、絵本の読み聞かせ事業を推進していきます。

##### エ 子育てふれあいプラザ（のびすく）における絵本の読み聞かせ事業の推進

のびすく仙台、のびすく泉中央、のびすく長町南において、図書館やボランティアと連携した絵本の読み聞かせ事業などを推進していくとともに、絵本の選び方・楽しみ方などについて啓発事業を行っていきます。

##### オ 文学館における「こども文学館えほんのひろば」の開催

夏休みに「こども文学館えほんのひろば」を開催し、児童書の展示や読み聞かせなどの多彩な活動を展開し、子どもが本に親しむ機会の提供に努めていきます。

#### ② 読書環境の整備・充実

##### ア 貸出し事業の推進

保育所においては、保育所地域子育て支援事業<sup>※10</sup>及び保育所地域活動事業<sup>※11</sup>等の推進により、保育所入所児童の家庭に限らず、地域への図書貸出しが行われていますが、引き続きこれらの事業を推進していきます。

児童館図書室では、多くの館で図書の貸出し事業を実施していますが、図書館や市民センターで養成したボランティアに図書室で活動してもらうなど、子どもが利用しやすい環境を今後も整えていきます。

また、地域文庫、家庭文庫の活動を支援するため、図書館の文庫活動への貸出しを引き続き推進するとともに、学校図書館を地域に開放していく学校図書室等開放事業<sup>※12</sup>について、地域のボランティアとの連携により実施校の拡大を図っていきます。

## イ 図書資料等の充実

保育所においては、各保育室、ホール、廊下、玄関等の入り口に図書コーナーを設置していますが、今後も本の配置場所や配架を工夫することにより、生活の場に自然に本がある状況を作り、引き続き子どもが自由に絵本にふれることができる環境の整備を図っていきます。

市民センターや児童館の図書室、文学館の「こどもの本の部屋」については、引き続き図書資料の充実に努めていきます。

## ウ ボランティア養成等の推進

市民センターや図書館においては、おはなし会や読み聞かせ会に携わったり、図書の整理などを行ったりするボランティアの養成を引き続き推進していきます。

また、ボランティアのスキルアップ（技術の向上）を図るため、必要な技術や知識を習得する場の提供にも取り組んでいきます。

ボランティアの養成にあたっては、市民センター、児童館、図書館などの連携による事業展開も図っていきます。

## エ 研修の実施

子どもの読書活動を推進するためには、本と子どもを結びつける人材の育成が大変重要となってきます。子どもとふれあう機会の多い児童館職員や保育士などには子どもと本の橋渡しの役目が求められているといえます。

日常的な会議等を活用して、読書の意義等について職員間で共通理解が持てるよう努めるとともに、保育士や児童館職員等の新任職員研修、勤続年数や役職に応じ

---

※10 保育所内に地域子育て支援センター(室)を設置し、地域の子育て家庭に対する相談指導や体験保育、子育てに関する情報提供、子育てサークルへの支援等を行い、地域全体の子育てを支援する事業のこと。

※11 通常の保育の中で保育所の地域への開放や異年齢交流や世代間交流等を行い健全な子育て環境の一助を担う事業のこと。

※12 市立小学校の学校図書館等の施設を週末に開放し、読書の機会を提供するとともに子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場として活用する事業。平成23年3月現在、27校で実施中である。

で行われる研修等においてスキルアップや情報交換等のための研修などを実施するよう努めていきます。

### ③ 読書に関する理解の促進

#### ア 保育所による情報提供・啓発

保育所は、保護者に直接働きかけることができる場であることから、保育所だより等の発行や、保育参観、懇談会等の機会を通じて、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さについて保護者に啓発活動を行っていきます。また、保育中での読み聞かせの様子や、お勧めの本等についての情報を随時提供するなど、子どもの読書活動に係る情報提供を行っていきます。

#### イ 市民センター事業を活用した啓発

市民センターでは数多くの事業を展開していますが、その中でボランティアによるおはなし会の実施や子育て世代の保護者に向けた読書活動に関する啓発事業などに取り組んでいきます。

また、読書活動に関する様々な情報提供を行っていくなど、子どもに限らず、大人も視野に入れた啓発活動を行っていきます。

### 3 学校における読書活動の推進

#### (1) 現状

従来から学校において、読書活動は、国語科をはじめとする各教科の学習や、総合的な学習の時間における調べ学習<sup>※13</sup>などで取り入れられています。

教科等以外でも、読書の時間や読書まつり<sup>※14</sup>等の全校一斉の読書活動が市立小・中学校ともほとんどの学校で実施されています。特に朝読書の取組が普及し、平成 22 年度の実績では、小学校ではほぼ 100%の実施率となっています。

また、学校図書館を支える人的環境整備のため、学校図書館法の規定により平成 15 年度以降、12 学級以上の全ての市立小・中学校において、司書教諭<sup>※15</sup>が配置されています。さらに、学校図書館を司書教諭と協力しながら効果的に運用できるように、学校図書事務員<sup>※16</sup>を全ての市立小・中学校に配置しており、平成 14 年度からは、この学校図書事務員を 2 人体制にし、週 5 日勤務としました。これにより、長期休業中も開館できる体制が整いました。

学校図書館の運営に当たっては、保護者や地域のボランティアとの連携を図った取組も進められてきています。例えば、小学校では、読み聞かせボランティアの協力を得ている学校も増えてきています。

さらに、学校図書館の運営を学校経営の柱の一つに掲げ、読書活動の推進に意欲的に取り組んでいる学校が見られるようになってきています。

今回の学習指導要領改訂（平成 23 年度小学校全面实施，平成 24 年度中学校全面实施）では、教育課程実施に当たっての配慮事項として、読書は、「児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層つとめることが大切である。」としています。

具体的には、国語科、社会科（小学校）、美術科（中学校）及び総合的な学習の時間で学校図書館の活用方法を示すとともに、特別活動（学級活動）で学校図書館の利用を指導事項として示しています。

また、国語科においては、指導内容として「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が新設され、昔話や古典などに児童生徒が親しめるよう配慮することが求められています。

今後は、これらの新しい学習指導要領の趣旨も踏まえ、学校における読書活動を推進していく必要があります。

---

※13 授業の中で設定した課題について、図書資料やインターネット、あるいは実際に見学などを通して、子どもが調べる学習活動のこと。

※14 読書週間などに、図書委員が中心になって行う集会活動のこと。子どもたちやボランティアによる読み聞かせなど、創意工夫された内容のものが行われている。

※15 学校図書館の専門的業務にあたる職員（司書）のこと。学校教育の重要な一部分を担う者であり、教諭であることが前提とされているために、特に司書教諭と名づけられている。

※16 司書教諭等と連携・協力し、学校図書館の運営・活用に関する業務を行う事務職員のこと。



## (2) 推進すべき施策

### 【重点的な取組】

- 調べ学習に対応した学習・情報センターとしての学校図書館の機能の充実
- 学校図書館運営・授業実践の優れた事例の紹介
- 学校図書館蔵書のデータベース化の推進

#### ① 読書に親しむ機会の提供

##### ア 計画的、継続的な指導の充実

学校図書館の役割をより一層深めていくために、学校経営における学校図書館の位置づけを明確にするなど、読書活動を全校的に展開できる体制づくりを進めることが必要です。そのうえで、学校全体として子どもが本と出会う機会を設け、読書習慣づくり、読書力の向上に取り組んでいくことが大切です。

そのためには、各学校における教育活動全体の中で計画的、継続的に指導することが必要であり、図書館教育の年間指導計画の内容について、より一層の充実に努めるとともに、各教科、総合的な学習、学級活動等の年間計画においても、学校図書館の利用を明確に位置づけた教育課程の編成を推進していきます。

##### イ 全校一斉の読書活動の取組の推進

読書活動に学校全体として取り組むことは、子どもの読書に対する意識を高めるだけでなく、教職員の読書に対する課題意識向上という点からも大切です。

全校一斉の読書活動には、授業時や休憩時等に行われる読書の時間などの読書活動、あるいは子ども読書の日<sup>※17</sup>にちなんだ様々な取組やイベント、秋の読書週間や読書まつりなどにおける読書活動が考えられます。中でも、始業前に行われる朝読書は、継続的に取り組めることや朝落ち着いた雰囲気で一日の学校生活を始められるなどの理由から、より一層の推進を図っていきます。

##### ウ 多様な表現活動の推進

読書感想文を常に子どもに求めることは、読書嫌いを生むことにつながるおそれがあります。しかし、読後に自分の内面を振り返ることは、自己を見つめ直す機会や、心を豊かにすることにつながり、また、感じたことを友達と話し合うことは楽しさを共有するとともに、一つの作品でも多様な読み方ができることを感じることに繋がります。

子どもが楽しく表現活動に取り組めるようにするには、無理に長い文章を求める

※17 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。

のではなく、児童生徒の実態に応じた多様な表現形態を取り入れることが大切です。例えば、読書感想画、読書郵便<sup>※18</sup>、読書新聞<sup>※19</sup>、絵本づくり、続き話づくり、劇づくり、カルタづくり、読書クイズづくりなどの工夫をすることにより、読後の多様な表現活動の充実を図ります。

## エ 多様な読書活動の推進

表現活動だけでなく、多様な読書活動を推進することにより、子どもの読書の幅を広げることができます。読書の入門期にあたる児童や自力読み<sup>※20</sup>に移行する時期の児童にとって、読み聞かせ等の活動は読書好きにさせる大変有効な機会となります。

そのためには、読み聞かせや、ストーリーテリング（素話）、ブックトーク、テーマ読書<sup>※21</sup>、あるいは教科・総合的な学習の時間における調べ学習など、幅広い読書活動への取組を推進します。

また、教育センターや図書館における学校図書館担当者等の研修会の充実を図り、教職員の指導力向上を図ります。

## オ 図書の紹介や読書量などのめやすの設定の工夫

教師から本を薦められることは、子どもの読書意欲の向上につながります。共通の本を読んで、感想を交換しあったり、同じテーマで深めたりする活動を展開することにより、子どもは読書の楽しみや読みの深さを味わうことができます。

さらに、教師が必読書や推薦図書を選定したり、読書記録や、目標設定について、例えば、読書ノート<sup>※22</sup>の活用や読書マラソン<sup>※23</sup>という形で記録の仕方を工夫したりすることにより、子どもの読書意欲を高めることができます。これらについては、学校図書館研究部会<sup>※24</sup>や学校訪問<sup>※25</sup>等において、様々な取組の充実を促していきます。

## ② 読書環境の整備・充実

### ア 学校図書館の環境整備の工夫

- 
- ※18 友達や家族などに、読んで楽しかった本の紹介をするため、手製のはがきやカードなどによりメッセージを伝えるもの。
  - ※19 本の紹介を新聞形式で行うもの。あらすじ紹介、作者紹介、他の作品紹介、作品にまつわるクイズなど、内容はそれぞれ工夫して取り組むことができる。
  - ※20 自分の力で読み進めること。
  - ※21 「平和について」、「命について」など設定したテーマをもとに、本を選定して読書活動を行うもの。
  - ※22 読書の記録用の冊子のこと。
  - ※23 読書記録のひとつの工夫で、目標を設定し、一定のページを読んだら、色を塗るなどして目標到達を目指して記録していくもの。
  - ※24 教員による研究組織のひとつで、読書指導に関する指導力の向上と子どもたちの読書活動の推進を目的に設置しているもの。毎年研究主題を設定し、それに基づいた授業研究や読書感想文コンクールなどを行っている。
  - ※25 教育委員会の指導主事が、学校に出向き、教育活動がより充実したものになるように、指導・助言を行うもの。

子どもが自由に読書を楽しみ、読書に親しむことを習慣化するためには、学校図書館を子どもにとって安らぎを感じるような空間にしていくことが大切です。

そのために、移動型机を配置したり、新刊本などの図書の紹介の仕方や学校図書館内外の掲示、子どもが利用しやすい図書の配架や室内レイアウト等を工夫したりするなど、各学校の創意工夫による様々な取組を推進します。

また、調べ学習のための資料コーナーを設置したり、インターネット検索のためにパソコンを複数台用意したりするなど、学習・情報センターとしての環境づくりにも努めます。

## イ 学級文庫等の運営の工夫

学校図書館のみならず、学校全体が子どもの知的好奇心を高めるような環境を作っていくことが必要であり、学級文庫や学年文庫<sup>※26</sup>、図書コーナー、保健室文庫、机の中文庫<sup>※27</sup>など、学校のスペースをうまく利用して、身近なところに本がある環境を整えていきます。

また、蔵書の工夫などにより、子どもの興味・関心を高めていくような学級文庫等の運営に努めます。

## ウ 蔵書整備の充実と工夫

仙台市の学校図書館の蔵書数は所定の水準に達していますが、より一層充実した蔵書等の整備が必要です。蔵書整備にあたっては、新鮮で利用価値のある図書資料の提供が必要となるため、購入と廃棄のバランスを確認しながら、利用価値が失われた図書の廃棄を適宜行うよう努めます。

図書資料を購入する際には、図書選定委員会を設置し、司書教諭（図書主任）を中心に学校図書館整備・図書購入計画を立てるのが一般的です。その際には、司書教諭や学校図書事務員の図書に関する豊富な情報を生かすとともに、学校図書館の前にリクエストボックスを設置したり、子どもも図書展示会に参加したりするなど、子どもの希望をできるだけ取り入れ、子どもが読みたくなるような本を揃えることに配慮します。

また、書籍以外のパンフレットやリーフレット、小冊子、チラシ等の資料についても、全教職員あるいはPTAと協力しながら集めるなどして充実した資料整備に努めます。

## エ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもが、読書活動を進めやすいように工夫することが大切です。例

---

※26 学校図書館だけでなく、学校内のスペースを利用して、書棚等を設置し、学年の子どもたちが自由に手に取って読めるようにしておくもの。

※27 子どもが学校図書館から借りている本や家から持参してきている本などを自分の机の中に入れておき、休み時間などすぐに取り出して読めるようしておくもの。

えば、担任教師と一緒に絵本を読んだり、交流学习<sup>※28</sup>での読み聞かせに参加したりするなど、様々な形で読書に取り組むことができるように努めます。

また、一人一人に応じた選書をするにより、興味・関心を持って読むことができるような蔵書整備に努めます。

#### オ 学校図書館の情報化の推進

学校図書館には、子どもの創造力を培い豊かな心を育む読書センターとしての機能だけでなく、主体的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能を持たせることが必要です。

そのために、学校図書館にパソコンを整備し、校内LANへの接続による調べ学習等を積極的に進めるとともに、学校図書館と図書館との連携を推進します。

また、蔵書情報や学習資料等のデータベース化を進め、蔵書管理や図書の貸出しの簡略化、貸出数などの各種統計資料への活用、地域住民への情報発信等に取り組むことにより、読書活動の推進及び開かれた学校図書館づくりを推進します。

#### カ 学校図書館の地域開放の推進

学校図書館を、子どもの読書の機会の拡大や地域の生涯学習の場として活用するためには、地域のボランティアの協力を得ながら、地域に開放していくことが求められています。学校図書室等開放事業について、実施校の拡大を図るなど、事業を推進していきます。

#### キ ボランティアの受け入れ

学校図書館を効果的に運営し、また、読み聞かせやおはなし会など多様な読書活動を推進していくためには、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ、蔵書の配架・整理などの協力をこれまで以上に得ることが必要であり、そのためのボランティアの受入体制を整えていきます。

#### ク 司書教諭及び学校図書事務員の活動の推進

図書資料の選択・収集・提供、子どもの読書活動に対する指導、教職員への学習指導に必要となる図書資料の紹介等にあたる司書教諭が、学校図書館運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内において司書教諭の役割についてより一層の理解を図るとともに、教職員の協力体制の構築や校務分掌上の配慮等に努めます。

また、図書館の環境整備、図書の貸出し・返却、軽易なレファレンスサービス<sup>※29</sup>等を行う学校図書事務員について、実務能力のスキルアップを図るため、研修会

※28 特別支援学級に在籍する児童が、通常学級において共に生活したり、学習したりするもの。

※29 情報を求めている利用者に対して、図書館員が所蔵資料等を活用し、資料の検索や提供などを行うサービスのこと。

や情報交換の機会の充実を図ります。

よりよい学校図書館運営を目指し、司書教諭と学校図書事務員が連携を図りながら、学校図書館のさらなる活用を実現できる体制を整備します。

#### ケ 校内体制の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもに関わる全教職員が、読書の意義や重要性について理解を深めることが極めて大切です。

司書教諭、学校図書事務員のみならず、一般の教職員についても、読書指導に関する意識と能力の向上を図るため、各種の教職員研修の中で読書教育に関する内容を取り上げるようにするなど、研修機会を充実させます。

また、図書委員会などの児童生徒の自主的な活動の促進や、地域のボランティアとの連携などを含め、学校における子どもの読書活動を総合的に推進できる体制を構築します。

### ③ 読書に関する理解の促進

#### ア 学校図書館運営事例の情報提供

学校図書館の運営や環境づくり等において特色のある取組を実施している学校の例を紹介し、他校の参考となるように情報を提供していきます。

また、子どもの読書活動に関する実態などの情報を提供し、読書活動の推進に役立てます。

#### イ 学校だよりや図書館だよりを活用した保護者への情報提供・啓発

学校だよりや図書館だより、広報誌等の活用、あるいは保護者会等の場を通じて読書活動について広報し、保護者の読書に対する意識の高揚を図ります。また、保護者に対してボランティアの協力を要請するなどし、子どもの読書活動を保護者とともに推進します。

## 4 図書館における読書活動の推進

### (1) 現状

図書館においては、子どもの読書年齢に応じた図書サービスの提供に努め、平成 15 年度に、幼児、小学校低学年、小学校中・高学年のそれぞれを対象とした本の紹介冊子「こどものための読書案内一本の森へー」を作成し、市内の小・中学校に配布しました。また、平成 16 年度には、乳幼児向けの絵本・紙芝居を 50 冊紹介した小冊子「あかちゃんの絵本」を作成して市の関係機関で配布に努めています。

乳幼児向けのおはなし会の参加者も増加しており、乳幼児期からの読書の重要性が認識されつつあります。平成 21 年 3 月には「子供と本の場づくり・関係づくり」をコンセプトにした子供図書室を泉図書館内に開室し、乳幼児から大人までの子ども読書活動推進事業を展開しています。

また、家庭・地域・学校などとの連携による子ども読書活動推進にも力を入れて取り組んでおり、特に学校との連携では、平成 21 年度から全ての小学 4 年生を対象に、図書館職員が学校を訪問して行うブックトークを実施しています。

一方、図書館の利用者は小学生以下と成人がその大半を占め、中学生、高校生の図書館離れが顕著になっており、子どもの年齢にあったサービスが求められています。

図書館では震災後、いち早く避難所への配本やおはなし会の実施に取り組んだほか、建物の被害により閉館していた期間は、臨時窓口を開設し、子どもたちを含め多くの市民が図書館サービスを利用しました。

震災により、心身に影響を受けた子どもたちを支える観点からも、図書館と家庭、地域、学校等との連携を深めながら、子どもの創造性を育む読書環境を支える輪を広げていくことが、一層重要になっています。

### (2) 推進すべき施策

#### 【重点的な取組】

- 市民、事業者、行政の協働による家庭での読書習慣のきっかけづくり（再掲）
- 小学生、中学生、高校生などへの年齢層に応じた読書支援
- 子供図書室の機能の充実
- 障害のある子どもの読書を助ける資料の収集等
- 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進（再掲）

#### ① 読書に親しむ機会の提供

##### ア おはなし会、読み聞かせ会等の実施

子どもにとって、おはなし会や読み聞かせ等は、本の楽しさを体感するうえで非

常に効果があり，こうした機会を充実させていくことが読書好きの子どもを育てることに大きく寄与します。図書館では，子どもが本に親しみを持てるよう「定例おはなし会」や「映画と絵本のおはなし会」，「紙芝居おはなし会」，「乳幼児向けのおはなし会」，「ストーリーテリング（素話）」等のおはなし会や読み聞かせなどをこれまで以上に積極的に開催していきます。

#### イ 児童書のテーマ別等展示会の開催

子どもが豊富な図書の中から新しい一冊に出会ったり，読書の楽しみを広げたりすることができるよう，児童書のテーマ別展示会を催すなど，児童書に接する様々な機会を提供していきます。

#### ウ 妊娠期の親や乳幼児とその親に対する読書支援

0歳から読書に親しむ機会を提供するため，保健福祉センターにおける両親教室，育児相談等の機会を活用し，読み聞かせ会や情報提供を行うなど，妊娠期の保護者，乳幼児を持つ保護者に対し，読み聞かせの楽しみや大切さを伝えていきます。

また，乳幼児期から本に親しみ，本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるきっかけをつくるため，親子で絵本を開く楽しさや大切さを伝えながら，乳幼児に絵本との出会いを届ける方策について，市民・事業者・行政の協働による実施を図ります。

#### エ 小学生，中学生，高校生などへの年齢層に応じた読書支援

小学生，中学生，高校生が読書への関心を深められるよう，子どもが楽しく読書に親しめるコーナー，子どもの調べものや知識の本のコーナー，中学生，高校生を対象としたヤングアダルト<sup>※30</sup>コーナーを設置するなど，年齢層に応じた読書支援を行っていきます。

また，中学生，高校生の図書館サポーターを募集し，同世代に向けた情報の発信などに取り組みます。

### ② 読書環境の整備・充実

#### ア 図書館資料の充実と読書環境の整備

図書館では，現在約60万冊の児童書を有していますが，今後も豊富で多様な図書資料を学校をはじめ関係機関と協力しながら整備していくとともに，乳幼児期に家庭での読み聞かせ等で培われた読書習慣を継続するために，読書量が落ちる小学校高学年から中学生，高校生までを対象とする蔵書の充実を図ります。

※30 一般的には，子どもから大人への転換期にある13歳から18歳までの年齢層のこと。この年代の好みや心理に配慮した図書資料を展示しているコーナーをヤングアダルトコーナーという。

また、子どもの読書意欲を高めるため、開架スペースの見直しや配架の工夫を進めるとともに、子どもの関心の高いテーマをとりあげた図書の展示や、ヤングアダルト等特定の年齢層に絞った展示コーナーを設置するなど、各図書館の実情を考慮しながら読書環境を整えていきます。

すべての子どもが日常の中で楽しく読書に親しめるよう、子供図書室の蔵書の充実にも努めるとともに、子どもの興味・関心を喚起する様々なコーナーを設けるなど、子供図書室の読書環境の充実に努めていきます。

## イ 図書館と学校の連携事業の推進

小学生、中学生にとって、日常の読書活動の場は、学校や家庭である場合が多いことから、図書館が学校や家庭に読書に関する情報を提供することにより、休日や学校の長期休業の時に図書館をより身近に利用できるようにします。

子どもの自ら学ぶ力や情報化社会への対応能力を育むため、施設や催し物の案内、季刊紙「ブックツリー（BOOK TREE）<sup>※31</sup>」等による読書案内などの図書館情報を今後も継続的に提供していくとともに、学校における問題解決的な学習や探求的な学習等に資するため、レファレンスサービスや来館した子どもへの学習活動支援を一層充実させていきます。

また、図書館から学校図書館等へ図書の貸出しを行うとともに、学校や地域のボランティアとの協働による学校でのブックトークの充実を図り、総合的な読書活動の支援を行います。

読書がもたらす楽しい時間や心の安らぎ等は、震災からの心の復興にもつながると考えられます。選書やブックトークテーマの選定等に当たっては、震災により不安を抱える子どもたちの心のケアといった視点も取り入れていくとともに、子どもの状況は一樣ではなく、時間とともに変化をしていくことから、子どもに丁寧に向き合う姿勢を大切に、学校との連携を図りながら長期的な視点で取り組んでいきます。

## ウ 文庫や読み聞かせなどのボランティアや市民団体との協働

おはなし会や読み聞かせ等に子どもが参加する機会を充実させていくためには、地域文庫や家庭文庫、読み聞かせなどのボランティアをはじめ様々な市民団体の協力を得ることが必要です。

おはなしボランティア<sup>※32</sup>や拡大写本、図書整理などの図書ボランティア<sup>※33</sup>の養成講座を実施し、子どもと本をつなぐボランティアの養成に引き続き取り組むとともに、活動中のボランティアや民間団体の相互交流を促進し、技術向上のための研

※31 市民図書館が年4回発行している子どもの本の案内のこと。

※32 図書館が行うおはなし会等を協働で実施するボランティアのこと。

※33 図書館内において、図書の整理や修理等を行うボランティアのこと。



修会を開催するなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

また、ボランティアや市民団体の活動の場を、学校や児童館、市民センターなど、図書館以外の場所にも広げていくことが望まれます。新たな活動の場を求めるボランティアや市民団体の情報を図書館から積極的に発信するとともに、ボランティアの受け入れを希望する施設に対し、読み聞かせやおはなし会を協働で実施するために必要な技術や知識などに関する情報を提供します。

さらに、地域文庫、家庭文庫への貸出しを推進するとともに、文庫等のボランティア活動状況を広く紹介するなど情報提供にも力を入れていきます。

## エ 家庭や地域の施設への支援

保護者からの子どもの本の選び方や読み聞かせなどの相談に応じるとともに、市民センターや児童館からの本の選び方や読み聞かせの相談にも対応し、施設の蔵書の不足を補うための貸出しを行います。

## オ 障害のある子どもへのサービスの充実

障害のある子どもの豊かな読書活動をサポートするため、点字付き絵本など読書を助ける資料の収集等を行うとともに、関係機関と連携し、情報提供や特別支援学校への資料の貸出しなどに取り組みます。

## カ 日本語を母語にしない子どもに対するサービスの充実

仙台市には、数多くの留学生をはじめ、様々な分野で活動する外国籍の市民が家族とともに生活しています。そうした家庭の子どもにとって、ことばや文化の違う異国での生活の中で健やかに成長していくために、母語で書かれた本とのふれあいは、重要な役割を果たすものと考えられます。図書館では、国際センター等関係施設と連携を図りながら、外国語資料の収集と提供を推進していきます。

また、外国語の利用案内の作成など、外国籍の市民が図書館を利用する際のバリアフリー化を進めていきます。

## キ 情報提供機能の充実

図書館は、子どもが本にふれる最適な環境のひとつですが、近年の高度情報化社会の推進に伴い、本を楽しむ場としての機能だけでなく、資料センター・情報センターとしての役割がさらに期待されています。読書活動を推進していくうえで、子ども自らが図書館へ足を運ぶことは大きな意味を持ちます。子どもに図書館の存在や利用方法を知ってもらうことが重要であり、そのために、従来から行ってきた学校を通じての情報提供に加え、子ども向けのホームページに「ブックツリー (BOOK TREE)」を掲載するなど、子どもたちが関心をもつ情報を発信していきます。

また、図書館ホームページの中に中学生、高校生向けのコンテンツを設けるなど、中学生、高校生に向けた情報提供の促進について検討します。

### ③ 読書に関する理解の促進

#### ア 児童書の展示

各図書館の児童書コーナーにおいて児童書のテーマ別の展示会を開催するとともに、子ども読書の日や夏休みに子どもの本の展示会等を開催し、子どもや保護者に対し、読書に関する情報を提供し、理解の促進を図ります。

#### イ 子どもの本の紹介紙の発行・活用

各図書館で発行している新着図書案内、図書だよりを各区内の小・中学校に配布し、その活用を促進します。

「ブックツリー (BOOK TREE)」を図書館のホームページに掲載するとともに、市内の小・中学校に配布している「こどものための読書案内一本の森へ」の学校図書館でのさらなる活用を呼びかけていきます。

#### ウ 乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進

乳幼児期の読み聞かせは、その後の読書活動にプラスに作用すると考えられることから、読み聞かせの重要性について保護者の理解を深めていく取組が必要です。

乳幼児の保護者に家庭での読み聞かせの実施を呼びかけるとともに、保護者が絵本を選ぶ際の参考となるブックリストを、乳幼児が集まる施設等において配布し、活用を促進していきます。

#### エ 子ども読書の日を中心としたイベントの実施

子ども読書の日については、従来からおはなし会の実施や、子どもの本の展示会等を行っていますが、「おはなし会スペシャル」など今後も趣向を凝らしながら事業を展開します。

さらに、年間を通じて子どもが読書に親しむきっかけとなる図書の展示会や映画会、子どもの読書活動への理解を深める講演会等を実施していきます。

## 第3章 関係機関の連携・協力と推進体制の整備

### 1 関係機関の連携・協力

#### ア 子供図書室を拠点とした図書館と家庭、地域、学校等との連携・協力

家庭、地域施設、学校、ボランティアなど、子どもの読書活動に関わる主体は様々です。なかでも、図書館は子どもと本との大切な出会いの場であり、また、これまで学校との連携によるブックトークの推進や、読み聞かせボランティアの養成など、子ども読書活動推進に関連する様々な活動に対して支援を行ってきました。

平成21年3月には「子供と本の場づくり・関係づくり」をコンセプトに泉図書館を拡充する形で全市を対象とした子供図書室を開室しました。今後は、子供図書室を核として、図書館と家庭、地域、学校等が連携・協力をしながら、ボランティアへの支援、子ども読書活動に関する情報の収集・提供、学校との連携事業の強化、子育て支援施設などとの連携による家庭への支援などに取り組んでいきます。

#### イ 図書館と他の公共図書館との連携

県図書館は、多くの蔵書・資料を持つ大規模な図書資源であり、公立図書館の相互貸借制度を利用して、県図書館の充実した蔵書を、図書館から子どもたちに提供していきます。

また、県図書館のレファレンスサービスを活用した子どもたちへの情報提供を行っていくとともに、県図書館が開催する研修に積極的に参加し、図書館の児童書担当職員の資質の向上に努めていきます。

#### ウ 関係機関の連携によるホームページの運用

子ども読書活動に関する情報を提供するホームページ『杜の都のわくわく読書サイト「本が好き！」』について、関係機関が連携して内容を充実させていきます。

### 2 推進体制の整備

子ども読書活動の推進に関わる取組は、様々な部局、施設において行われています。それぞれの取組を効果的に進めていくためには、子ども読書活動の推進に関わる情報を相互に交換できる体制を整備し、随時、進捗状況を確認していく必要があります。そこで「(仮称) 仙台市子ども読書活動推進会議」を庁内に設置し、この計画を総合的かつ継続的に推進していきます。

# 【 資 料 編 】

# 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進

に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 2 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会設置要綱

（平成22年6月11日教育長決裁）

（設置）

第1条 子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境をつくることを目的として策定した仙台市子ども読書活動推進計画について、その第二次計画（以下「第二次計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、第二次計画に係る次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための方策
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備
- (3) その他子どもの読書活動全般にかかる事項

（構成）

第3条 懇談会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関する識見を有する者

3 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から第二次計画の策定の日までとする。

（座長）

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、委員のうち教育長が指名する者が座長の職務を代理する。

（会議）

第5条 座長は、懇談会の会議を招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年6月11日から実施する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、第二次計画の策定の日限り、その効力を失う。

### 3 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会委員名簿

氏名	所属	区分	
五十嵐 誓	仙台市立太白小学校 教諭	学校教育関係者 (仙台市学校教育研究会図書館部会(小学校))	
出雲 洋一	のびすく泉中央 館長	市民活動関係者	
遠藤 仁	宮城教育大学教育学部 教授	学識経験者	座長
及川 勝成	仙台市立六郷中学校 教諭	学校教育関係者 (仙台市学校教育研究会図書館部会(中学校))	
菅野 澄枝	仙台市PTA協議会 副会長	学校教育・家庭教育関係者	
畠山 真咲	西多賀チェリー保育園 園長	市民活動関係者 (仙台市保育所連合会)	
山田 仁子	おはなしてんとうむし 代表	市民活動関係者	
渡辺 通子	東北学院大学教養学部 准教授	学識経験者	

※ 所属は、平成22年7月現在



#### 4 仙台市子ども読書活動推進計画策定の経緯

平成 22 年	6 月 11 日	仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会 設置
	7 月 6 日	第 1 回仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会 ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）について ・ 現行計画の主な実績、数値目標の達成度
	8 月 19 日	第 2 回仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会 ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）の計画の目的、構成案等について
	9 月 27 日	第 3 回仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会 ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）中間案について
	11 月 24 日 ～12 月 24 日	パブリックコメント（市民からの意見募集）実施
平成 23 年	3 月 3 日	第 4 回仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）策定懇談会 ・ 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）計画案について
	3 月	東日本大震災の発生により、計画策定の 1 年延期を決定
平成 24 年	3 月 22 日	仙台市子ども読書活動推進計画（第二次） 決定

## 表紙イラスト おおの 麻里

表紙イラストは、平成23年3月に実施を予定していた「子どもと読書フォーラム」（主催：仙台市教育委員会ほか。東日本大震災のため中止）の広報のために描かれたイラストを、おおの麻里氏のご協力を得て掲載しました。

イラストレーター おおの 麻里氏

絵本の仕事に『すべり台』（福音館書店/こどものとも0.1.2）、『おいしいおやつをくださいな』（大塚たえこ作/福音館書店/こどものとも年中向き）、『ゆきとくろねこ』（竹下文子作/岩崎書店）など



仙台市子ども読書活動推進  
マスコットキャラクター

### 仙台市子ども読書活動推進計画（第二次）

平成24年3月

仙台市 教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

Tel 022-214-8886 Fax 022-268-4822

URL <http://www.city.sendai.jp/kyouiku/syougaku/book/index.html>

（杜の都のわくわく読書サイト「本が好き！」）

Eメール [kyo019310@city.sendai.jp](mailto:kyo019310@city.sendai.jp)